目 次

i	1	1	力	ŝ	3

序	章	本書の目的と研究手法	1
	Ι	過料と「行政罰」 エ	
	II	「行政罰」「秩序罰」は実質を有するか 3	
	1	研究上の起点の見直し 3	
	2	2 「行政罰」の目的 5	
	Ш	立法史と学説史の区別 6	
	1	再考・美濃部達吉の「行政罰」 6	
	2	外国法研究の影響如何 7	
	${ m I\!V}$	地方自治法制と罰則 9	
	1	関心と研究の偏り 9	
	2	憲法学からの問題提起 10	
	3	再考・田中二郎の過料分類――地方自治法上の過料は「秩序罰」か 11	
第 1	章	過料の由来――過料とはいかなるものか	13
	Ι	問題の所在 13	
	1	美濃部達吉「過料トイフ刑名」 13	
	2	間金、科料、過料を区別する意識 14	
	${\rm I\hspace{1em}I}$	過料の由来 16	
	1	徳川幕府法上の財産刑としての過料 17	
	-		
		明治初期の金銭罰 18	
		明治初期の金銭罰 18 1 多様な金銭罰 (18) 2 個別法に規定された金銭罰の性質 (20)	
	2	1 多様な金銭罰 (18) 2 個別法に規定された金銭罰の性質 (20)	21
	3	1 多様な金銭罰 (18) 2 個別法に規定された金銭罰の性質 (20) 刑罰としての科料——違式註違条例へのボワソナード刑法草案の影響	21
	3	1 多様な金銭罰 (18) 2 個別法に規定された金銭罰の性質 (20) 刑罰としての科料——違式註違条例へのボワソナード刑法草案の影響 明治23年商法、明治29年民法、明治32年商法と過料の性質	
	2 3 Ⅲ	1 多様な金銭罰 (18) 2 個別法に規定された金銭罰の性質 (20) 刑罰としての科料——違式註違条例へのボワソナード刑法草案の影響 明治23年商法、明治29年民法、明治32年商法と過料の性質 明治23年商法における過料の導入 23	

3 小括――明治40年刑法による過料の変質 27
1 刑罰としての側面 (27) 2 明治40年刑法制定による非刑罰化 (28)
Ⅳ 明治期行政法における過料 29
1 強制罰(執行罰)としての過料の導入 29
2 一般法としての行政執行法 31
3 明治期・大正期の美濃部達吉 33
結 び 35
第2章 明治期行政法と「行政罰」 37
I 明治期行政法の体系化と「行政罰」 37
1 織田萬、穂積八束 37
2 明治33年行政執行法制定の影響 39
1 体系に現れた「行政執行」 (40) 明治41年『法律大辞典』 (41)
3 佐々木惣一とゴルトシュミット (43)
Ⅱ 明治期の美濃部達吉――独創と変遷 45
1 「行政罰」と「秩序罰」の萌芽 45
1 明治期 私立大学講義録 (46) 2 明治42年『日本行政法』 (48)
2 オットー・マイヤーの影響と美濃部の独創 50
結び 再度の改説 51
第3章 「行政罰」と「秩序罰」の形成と定着 55 ——大正期・昭和前期
Ⅰ 美濃部達吉──変遷の振幅 55
1 大正期――行政法総論からの一時撤退 55
2 「行政罰」の観念と刑事罰を区別する制度上の形跡 56
3 昭和前期の「行政罰」 58
Ⅱ 佐々木惣一の「行政罰」 61
1 大正期の「行政罰」 61
1 「警察罰」から「行政罰」へ (61) 2 警察犯処罰令および違警罪即決例 (62)
3 「行政罰」と立法政策 (64)
2 「行政罰」と刑法総則 65

	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	「秩序罰」の定着 67
		1 「行政罰」と「秩序罰」、「秩序罰」と過料の関係 67
		1 明治期の「秩序罰」(67) 2 犯罪の質的観点と「秩序罰」(69)
		2 各論警察法における「秩序罰」 70
		3 大正後期・昭和前期の「秩序罰」 72
		1 東京学派と京都学派? (72) 2 『法律学辞典』における「秩序罰」 (73) 3 「秩序罰」の三区分 (76)
	結	び 77
治 /1	音	占領期以降の「行政処罰と行政強制」79
% →		
		占領期の「行政罰」 79
		1 「警察罰」解体 79
		1 「警察罰」としての警察犯処罰令 (79) 2 警察法理論の衰退と警察罰(行 政罰) (81)
		2 田中二郎「過料小論」の意義 83
	II	強制と制裁の交錯――昭和24年労働組合法改正 86
		 処罰に対する GHQ の考え方 86
		2 強制と制裁の要素 88
		3 小 括 91
	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	「過料」の分類論 93
		1 田中二郎の「秩序罰」 93
		1 美濃部達吉「秩序罰」三区分の影響 (93) 2 田中説の問題点 (94)
		2 過料分類論の視点 95
		1 性質による分類と手続による分類 (95) 2 裁判所が科する過料と長の 科する過料 (96)
	結	び 97
F		Int La plan N.C. N.L. (Hart) T. Niti Mort
第5	草	地方自治法制と過料
	Ι	GHQの方針と転換 99
		1 昭和22年4月17日地方自治法 (昭和22年法律第67号) における罰則規定
		——法14条、法15条、法223条 (現行法228条) 99

	2 昭和22年12月12日地方自治法(昭和22年法律第169号)第一次改正——法14条と刑罰、法15条と過料 ror
Ι	財政罰としての過料 103
	1 現行法228条過料の由来 103
	1 市制(明治21年法律第1号)91条(町村制 明治21年法律第1号 91条) (104)
	2 明治44年市制町村制改正 市制129条(町村制109条) (105) 3 大正15 年市制町村制改正 市制129条(町村制109条) (106) 4 昭和15年市制町村
	制改正 市制129条 (町村制109条) (107)
	2 小括 地方自治法 (昭和22年4月17日法律第67号) 223条 107
I	平成11年地方分権改革 108
	――法244条の2第7項削除、法14条3項「過料」挿入
	1 侵害留保原理と法15条 2 項過料事項の変化 108 2 義務違反の程度の重視——法14条 3 項「過料」 109
¢ ∃	2 義務違反の程度の重視——法14条3項 過料」挿入 109 び 科罰手続における弁明の形骸化 112
भि	ひ、作制于税(におりる)下りの形象化 112
第6章	地方自治法15条規則と過料
	規則の法規たる性質 113
	1 規則の法規たる性質の論拠と平成11年地方自治法改正 113
	2 規則の法規たる性質と地方令廃止の影響 115
	1 戦前の地方制度における条例と規則の性質 (115) 2 昭和22年4月17
	日地方自治法における規則 (117) 3 地方令廃止の影響 (118)
Ш	二元的立法制と二元代表制? 120
	1 1980年代の学説 120 2 自治立法権と法15条、法138条の 4 第 2 項 122
п	規則と強制、処罰 124
п	124 1 行政代執行法 2条「法律 (法律の委任に基づく命令、規則及び条例)」の
	「規則」とは? 124
	2 法15条 2 項罰則制定権 126
	1 「府県令の幽霊」と法15条 (126) 2 法15条2項と長の直接公選制(130)
IV	規則への罰則委任の論拠とは? 132
	1 「法令に特別の定めがある」場合と刑罰 132
	2 規則に罰則(刑罰)委任することは許されるか? 134

第7章 過料処分と比例原則	39
I 過料処分と裁量権 139	
1 財政罰としての過料 r39	
2 過料処分の選択肢 140	
Ⅱ 過料処分と時効 142	
1 当該行為と公訴時効、当該行為と会計法上の時効 144	
2 算定の基礎「その徴収を免れた金額」と時効 146	
Ⅲ 過料処分と比例原則 147	
1 過料と主観的要件 147	
1 発想の相違——行政法学の議論と商法の議論 (147) 2 手続法に見られる区別 (148)	
2 比例原則適用の可否 148	
1 過料処分と比例原則 (148) 2 法228条と比例原則 (149)	
結び 過料処分と適正手続 151	
終章 過料とは何か	53
1 なぜ過料なのか 153	
2 法令用語としての過料 155	
1 過料の目的 (155) 2 懲戒罰としての過料 (156)	
3 再考:最高裁昭和41年12月27日大法廷決定 ——過料を科する作用の性質 159	
1 論拠の欠如 (16o) 2 民法84条過料の性質および過料を用いる目的 (161) 3 「秩序罰」 (163)	
おわりに 過料制度の問題点	
初出一覧	
索引	